

衆議院 第百七十四回国会 総務委員会 議 録 第二十二号

平成二十二年六月十六日(水曜日)

午前九時十三分開議

出席委員

委員長 近藤 昭一君  
 理事 稻見 哲男君 理事 黄川田 徹君  
 理事 古賀 敬章君 理事 福田 昭夫君  
 理事 松野 頼久君 理事 石田 真敏君  
 理事 大野 功統君 理事 西 博義君  
 小川 淳也君 小原 舞君  
 大谷 啓君 大西 孝典君  
 逢坂 誠二君 奥野総一郎君  
 小室 寿明君 齋藤やすのり君  
 階 猛君 高井 崇志君  
 中後 淳君 永江 孝子君  
 野木 実君 野田 国義君  
 藤田 憲彦君 皆吉 稲生君  
 若泉 征三君 渡辺 周君  
 赤澤 亮正君 秋葉 賢也君  
 小里 泰弘君 小泉進次郎君  
 後藤田正純君 菅 義偉君  
 橘 慶一郎君 谷 公一君  
 稲津 久君 塩川 鉄也君  
 重野 安正君 柿澤 未途君

参議院総務委員長 佐藤 泰介君  
 総務大臣 原口 一博君  
 総務副大臣 渡辺 周君  
 総務大臣政務官 小川 淳也君  
 総務大臣政務官 階 猛君  
 総務委員会専門員 大和田幸一君

委員の異動

六月十日 補欠選任

奥田 建君 松野 頼久君

寺田 学君 松木けんこう君

同月十六日

辞任 湯原 俊二君 補欠選任 齋藤やすのり君

佐藤 勉君 小里 泰弘君

同日

辞任 齋藤やすのり君 補欠選任 湯原 俊二君

小里 泰弘君 佐藤 勉君

同日

理事奥田建君同月十日委員辞任につき、その補欠として松野頼久君が理事に当選した。

六月十六日

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びびキャッシュ・フロー計算書

同月十日

地域防災を担う住民の確保とその公的支援に関する請願(北村茂男君紹介)(第二〇五四号)は本委員会に付託された。

六月十日

世田谷ピラ配布国家公務員法違反事件に関する陳情書(仙台市青葉区一番町二の九の一八新里宏二)(第一四二二号)

地域主権の早期実現に関する陳情書(佐賀市栄町一の一福井章司)(第一四三三号)

地域主権改革の推進と地方税財政基盤の充実・強化等に関する陳情書(高松市番町四の一〇一〇篠原公七外三名)(第一四四四号)

地域主権改革の推進に関する陳情書(鳥取市東町一の一〇二〇小谷茂外四名)(第一四五五号)

防災行政無線の整備要望に関する陳情書(高松市番町一の一八の一大橋光政外三名)(第一四六

号)

同月四日

地方自治法の改正は慎重に行うよう求める意見書(神奈川県大和市議会)(第六三五六号)

地域主権の確立に関する意見書(大阪府枚方市議会)(第六三五七号)

地域主権の確立に関する意見書(高知市議会)(第六三三八号)

同月十日

地域主権改革一括法案に関する意見書(京都市議会)(第六三七六号)

地方財政の充実・強化を求める意見書(大阪府阪南市議会)(第六三七七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

閉会中審査に関する件

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案(参議院提出、参法第九号)

○近藤委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に松野頼久君を指名いたします。

○近藤委員長 参議院提出、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。参議院総務委員長佐藤泰介君。

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(泰)参議院議員 ただいま議題となりました戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第二次世界大戦直後に、シベリアやモンゴル等に抑留され、強制労働を強いられた方々は五十七万人以上に上ります。その抑留の期間は長い方では十年を超え、酷寒の地における過酷な労働と飢え、劣悪な居住環境や不十分な医療などにより、約六万人の方が亡くなったとされています。

このいわゆるシベリア抑留から帰国された方々には、長期間にわたる強制労働にもかかわらず、今日に至るもその対価が支払われておりません。

しかし、請求権については日ソ共同宣言で相互放棄していることから、その補償については日本政府が措置するほかに、平成九年の最高裁判決も、補償は立法府の判断にゆだねられるとしています。

シベリア帰りというレッテルを張られ、就職差別に遭うなど大変な御苦労を重ね、戦後を生き抜いてこられた方々も今や平均年齢八十八歳に達しております。この問題の解決にかくも長い歳月がかかったということについて社会全体として反省し、御存命の方々に対して迅速にその労苦を慰藉することが必要です。

また、抑留中の死亡者数はまだ確定されておらず、遺骨も関係資料も収集が終わっておりません。台湾、朝鮮半島出身の強制抑留者の存在も含め、シベリア抑留全体の実態の解明、真相の究明を行うとともに、抑留された方々はもとより、御家族、御遺族の御苦勞を、後の世にしっかりと語り継ぐべきであると考えます。

以上を踏まえ、国として速やかに、総合的かつ適切な措置を講ずることで、戦後強制抑留者の問題に一定のけじめをつける必要があるとの考えに基づき、この法律案を提案いたしました次第です。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境のもとで多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、その苦勞を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、あわせて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的としております。

第二に、本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本国籍を有するものに、特別給付金を支給することとし、その額は、帰還時期に応じて二十五万円から百五十万円としております。

第三に、政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するため、強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針を定めなければならないこととしております。

第四に、特別給付金の支給に必要な費用に充てるため、独立行政法人平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩すことができるものとしております。

なお、同基金の解散の期日を平成二十五年四月一日までの間において政令で定める日に改めると

ともに、平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める日以後は、同基金は、特別給付金支給業務以外の業務を行わないこととしております。

第五に、この法律は、公布の日から施行し、特別給付金の支給を受ける権利を有する者を公布の日に確定することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

なお、この法律を待ち望む戦後強制抑留者の方々の著しい高齢化を踏まえれば、法律の一刻も早い公布が求められていることを申し添えます。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○近藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○近藤委員長 これより質疑に入るのであります。質疑の申し出がありませんので、本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、戦後強制抑留者特別措置法案に対する賛成討論を行います。

元シベリア・モンゴル抑留者の方を初め、御家族、御遺族、多くの関係者の皆様の長年の御苦勞が実り、参議院に続き、本委員会において戦後強制抑留者特別措置法案が採決されることを心より歓迎するものです。

本法案は、抑留者の帰還時期の区分に応じて、二十五万円から百五十万円の特別給付金を支給するものです。

それに加え、第十三条は、政府に対し、強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針を作成することを義務づけています。これは、特別給付金の支給だけで終わらせず、強制抑留下の死亡確認や遺骨、遺品の収集、シベリア抑留問題に関する真実の究明、過酷な抑留体験の次代への継承を初

めとした総合的な取り組みを、国が責任を持って実施することを法定化するもので、極めて大きな意義を持つものです。

本法案の重要な意義を踏まえて、特別措置法を有効なものにするために、一刻も早い法施行と特別給付金支給の具体化が必要であります。

また、基本方針の作成に当たっては、抑留当事者の意見を十分に反映すること、平均年齢が八十八歳という抑留者の置かれた実態を踏まえ、基本方針全体のスキームを明らかにすることなどが求められます。こうした取り組みを保障する予算確保も重要であります。

また、政府に対し、抑留死亡者の御遺族や強制抑留となった旧軍朝鮮人や台湾人の方々にこたえる方策についての真剣な検討を強く求めるものであります。

最後に、この間、新たな事実も明らかとなりました。シベリア抑留問題を含む戦後処理問題については、もはやこれ以上国において措置すべきものはないとの結論を示した一九八四年の戦後処理問題懇談会報告に関連した政府資料です。シベリア抑留問題など戦後処理問題に対し政府がどのような対応してきたのか、その検証を求め、賛成討論を終わるものです。

○近藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○近藤委員長 これより採決に入ります。戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手) お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○近藤委員長 この際、休憩いたします。

午前九時二十五分休憩

午後三時五十分開議

○近藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

再開に先立ちまして、自由民主党・無所属の会、公明党及びみんなの党所属委員に御出席を要請いたしました。御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

この際、御報告いたします。

今会期中、本委員会に付託になりました請願は一件であります。本請願の取り扱いにつきましては、理事會において検討いたしました。委員会で採否の決定は保留することになりましたので、御了承願います。

なお、お手元に配付してありますとおり、今会期中、本委員会に参考送付されました陳情書は、真の地方分権改革の実現と地方財政の立て直しに関する陳情書外十六件、また、意見書は、国と地方の協議の場についての意見書外二百五十九件であります。

○近藤委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国と地方の協議の場に関する法律案及び

地方自治法の一部を改正する法律案

について、議長に対し、閉会中審査の申し出をす

るに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○近藤委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

次に

行政機構及びその運営に関する件

公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件

地方自治及び地方税財政に関する件

情報通信及び電波に関する件

郵政事業に関する件

消防に関する件

以上の各件について、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、閉会中審査案件が付託になりました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要があります。参考人の出席を求めるときは、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣の目的その他所要の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○近藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案

置法

(目的)

第一条 この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がいまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいう。

(特別給付金の支給)

第三条 本邦に帰還した戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)が特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、基金が行う。

3 前項の請求は、総務省令で定めるところにより、平成二十四年三月三十一日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者には、特別給付金は、支給しない。

(特別給付金の額等)

第四条 特別給付金の額は、次の表の上欄に掲げる戦後強制抑留者の帰還の時期の区分に応じ、

それぞれ同表の下欄に定める額とし、これを一時金として支給する。

帰還の時期	特別給付金の額
昭和二十三年十二月三十一日まで	二五〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	三五〇、〇〇〇円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、一〇〇、〇〇〇円
昭和三十年一月一日以降	一、五〇〇、〇〇〇円

(特別給付金の支給を受ける権利の承継)

第五条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別給付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(審査請求)

第六条 特別給付金に関する処分不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は、適用しない。

(譲渡又は担保の禁止)

第七条 特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第八条 特別給付金の支給を受ける権利は、差し

押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(秘密保持義務)

第十一条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特別給付金の支給に関して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(総務省令への委任)

第十二条 第三条から前条までに定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針)

第十三条 政府は、強制抑留の実態調査等(戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のもの)に対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置

をいう。次項において同じ。)を総合的に行うための基本的な方針(同項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

二 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査(その埋葬された場所についての調査を含む。)

ロ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

ハ イ又はロに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

三 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

四 強制抑留の実態調査等として行う措置のうち前二号に規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

五 強制抑留の実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項

六 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

七 その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

3 政府は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(罰則)

第十四条 第十一条の規定に違反した者は、一年

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第十四条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条第二項の規定にかかわらず、特別給付金の支給の請求は、この法律の施行の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、行うことができず、(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部改正)

第三条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第 号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。

附則第七条中「第十三条第一項第四号」の下に「又は第五号」を加える。

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の一部改正)

第四条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成十八年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同条ただし書中、「公布の日」を「公布の日から、附則第二条の二の規定は平成二十二年九月三十日までの間において政令で定める」に改める。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(特別給付金の支給に関する業務以外の業務

の基金の解散前における終了等)

第二条の二 基金は、附則第一条ただし書の政令で定める日から基金の解散の日の前日までの間においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第一条、第四条及び第十三条の規定にかかわらず、同条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)並びに同条第二項に規定する業務を行わないものとする。

2 基金の財産で主として前項に規定する業務の用に供されているもののうち政令で定めるものは、前条第一項の規定にかかわらず、附則第一条ただし書の政令で定める日に国が承継し、一般会計に帰属する。

理由

戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられたこと等の特別の事情にかんがみ、及び戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態がまだ十分に判明していない状況等を踏まえ、これらの戦後強制抑留者に係る問題に対処するため、戦後強制抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講じ、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行により歳入減となる見込額  
この法律の施行により歳入減となる額は、約二百億円の見込みである。